

質問第一七八号

福島第一原発事故についての情報伝達に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月一日

参議院議長 西岡武夫 殿

丸川珠代

福島第一原発事故についての情報伝達に関する質問主意書

一 五月二十六日、菅内閣総理大臣はG8サミットで福島第一原発事故について「最大限の透明性をもつてすべての情報を国際社会に提供します。」と発言しているが、今後の政府の方針を示されたい。

二 三月十一日の東日本大震災・津波発災後から三月十三日二十四時までの間に、内閣情報集約センターから内閣総理大臣秘書官及び同秘書官付き事務官、内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官付き事務官、内閣危機管理監のファックス番号あてに送信されたすべてのファックスについて、それらの送信票（レターヘッド）の内容と送信内容を示されたい。

三 三月十一日の東日本大震災・津波発災後から三月十三日二十四時までの間に、内閣情報集約センターから内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）、官邸オペレーションルームのファックス番号あてに送信されたすべてのファックスについて、それらの送信票（レターヘッド）の内容と送信内容を示されたい。

四 三月十一日の東日本大地震・津波発災後から三月十三日二十四時までの間に、内閣情報集約センターから送信した福島第一原発事故にかかるすべてのファックスについて、それらの送信票（レターヘッド）

の内容と送信内容を示されたい。

五 三月十一日の東日本大地震・津波発災後から三月十三日二十四時までの間に、内閣情報集約センターから送信したファックスに関し、同センターのファックス送信機の記録媒体に保存されている送信文書の内容と、ファックス送信機の記録媒体に保存されている送信済み相手先番号から把握できる送信相手先について、送信ごとにすべて示されたい。

六 三月十一日の東日本大地震・津波発災後から三月十三日二十四時までの間に、官邸オペレーションルームで受信したファックスのうち、原子力安全・保安院、東京電力、文部科学省、福島第一原発の緊急事態応急対策拠点施設あるいは緊急事態応急対策拠点施設の機能を代替していた拠点、原子力災害現地対策本部から受信したものについて、受信日時、受信内容と、送信票（レターへッド）に記された送信者を示されたい。

右質問する。